

集中改革プラン 5 年間(平成 18～22 年度)の主な取組成果

1 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務事業の再構築

事務事業全般にわたり総合的な点検を行い、経営的な視点より、事務事業の再編・整理、必要性や効果の低くなっているものの廃止・統合など、事務事業の再構築に取り組む。

〈平成 18 年度〉

- ・ 弘済院児童ホームの廃止
- ・ にしはま荘の廃止
- ・ 住吉老人福祉センターの廃止
- ・ 地域老人福祉センター（9 館）の廃止
- ・ 乗用公用車の廃止 121 台
- ・ 文書逡送業務の民間委託化
- ・ 勤労青少年ホーム、加美ユースセンター、児童館の機能の見直し
- ・ 東淀川勤労者センターの廃止
- ・ 地下鉄の駅業務、保守点検周期や保守体制の見直し

〈平成 19 年度〉

- ・ 労働会館の廃止
- ・ バスの管理委託の拡大
- ・ 日之出共同作業場の廃止
- ・ 市税事務所の開設

〈平成 20 年度〉

- ・ 総務事務センターの開設
- ・ 中高一貫教育校（咲くやこの花中学校・咲くやこの花高等学校）の開校
- ・ 生活環境監視センター（5 ヶ所）の開設
- ・ 区役所代表電話の集約化（24 区）
- ・ 看護専門学校の廃止

〈平成 21 年度〉

- ・ 庁舎管理業務の委託拡大（代表電話案内のコールセンター化）
- ・ 民間オペレーターを活用した納付督促業務を市税事務所で実施
- ・ 延寿荘〔軽費老人ホーム B 型〕の廃止

〈平成 22 年度〉

- ・ 学校経営管理センターの設置
- ・ 戸籍情報システムの全面稼働
- ・ 校園逡送業務の民間委託を実施

(2) 事業の経営形態の見直し

事業の発展可能性、民間資金導入の可能性等の視点により、民営化・地方独立行政法人化など、経営形態の見直しに向けた事業点検を行う。

〈平成 18 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業〉

【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

- ・ 工業研究所（地方独立行政法人化（平成 20 年 4 月））

【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

- ・ 港湾事業
- ・ 水道事業

〈平成 19 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業〉

【経営形態を変更し、機能向上を図るもの】

- ・ 市民病院（地方公営企業法の全部適用（平成 21 年 4 月））

【現行の経営形態のもと、経営の改善・効率化に取り組んでいるもの】

- ・ 中央卸売市場
- ・ 地下鉄・バス事業

〈平成 20 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業〉

【現行の経営形態のもと、効率化・機能向上に取り組んでいるもの】

- ・ 環境科学研究所

〈平成 21 年度に方針決定を行い、取組を進めている事業〉

【現行の経営形態のもと、効率化・機能向上を図るもの】

- ・ 弘済院
- ・ 廃棄物処理事業（環境事業）
- ・ 博物館施設

〈平成 22 年度に方針決定を行った事業〉

【経営形態を変更し、効率化・機能向上を図るもの】

- ・ 廃棄物処理事業（環境事業）

2 民間委託等の推進

個々の事務事業について、公の施設への指定管理者制度の導入をはじめ、民間委託等の可能性を検討し、積極的に民間企業等の活用を図っていく。また、本市自らが実施する必要がある事業についても、官民協働の観点から民間企業やNPO等との連携を図る。

(1) 公の施設についての取組

- ・ 指定管理者制度の導入・活用

指定管理者制度移行状況

	移行施設(累計)	公募	非公募
平成 18 年 4 月	39	17	22
平成 19 年 4 月	277	157	120
平成 20 年 4 月	350	332	18
平成 21 年 4 月	352	334	18
平成 22 年 4 月	351	330	21
平成 23 年 4 月	358	339	19

(2) 公の施設以外の施設についての取組

〈平成 18 年度〉

- ・ インテックス大阪について、業務委託先（財）大阪国際経済振興センターにおいて、警備・ガラス清掃等に入札を実施し、前年比で委託料を削減。

〈平成 19 年度〉

- ・ 舞洲陶芸館について、外部委員で構成する運営方針検討会議を設置、同会議からの答申に沿い、民営化の方針を決定。

〈平成 20 年度〉

- ・ マリンテニスパーク北村について、管理運営者を公募し、新たな運営者を選定。

〈平成 21 年度〉

- ・ 舞洲陶芸館を運営する民間事業者を決定。

(3) その他の事務事業についての具体的な取組

〈平成 18 年度〉

- ・ 本庁舎案内業務を民間委託
- ・ 南港市場の枝肉搬送具の整備・供給・回収業務の民間委託

〈平成 19 年度〉

- ・ 消費者センターの商品テストについて民間委託の範囲を拡大
- ・ 市場における浚渫・散水・防疫業務を完全民間委託

〈平成 20 年度〉

- ・ 消毒所における依頼消毒及び検体搬送業務の民間委託
- ・ 渡船場（1 箇所）の民間委託

〈平成 21 年度〉

- ・ 弘済院において、施設管理の全部委託化及び附属病院における給食部門の委託
- ・ 中央市場中央監視業務の民間委託

〈平成 22 年度〉

- ・ 緊急的な不法投棄処理等の対応を除く環境整備業務、粗大ごみ収集について、民間委託を進めることを決定

（４）官民協働の推進（民間企業等との協働）

〈平成 18 年度〉

- ・ 大阪市社会福祉協議会と「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」の締結
- ・ 大阪市観光関連産業雇用創出推進協議会の設立
- ・ 大阪みなと観光交流促進協議会の設立

〈平成 19 年度〉

- ・ 規制緩和と市場拡大を促進する社会実験の可能性について、調査検討を実施

〈平成 21 年度〉

- ・ 大阪府、経済界と連携して「水都大阪 2009」を開催

〈平成 22 年度〉

- ・ 梅田地下街の洪水時における避難確保計画の作成完了

（５）PFI 手法の適切な活用

〈平成 19 年度〉

- ・ 津守下水処理場消化ガス発電事業の運営開始

（６）市場化テストの活用

〈平成 19 年度〉

- ・ 「大阪市における公共サービスの実施にかかる民間活用の基本的な考え方」を策定し、「提案競争型民間活用（いわゆる市場化テスト）」の実施に

に向けた基本的認識を明確化。

〈平成 20 年度〉

- ・ 「大阪市提案競争型民間活用監理委員会」を設置し、第一次対象事業の検討を行うとともに、「大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver. 1」を策定。

〈平成 21 年度〉

- ・ 第一次対象事業を選定。

〈平成 22 年度〉

- ・ 「大阪市提案競争型民間活用基本方針 Ver. 1.1」に改訂

3 定員管理の適正化

平成 18 年 4 月から平成 22 年 4 月までの期間、5,000 人超の職員数を削減するとともに、市立大学等の地方独立行政法人化により 2,000 人程度の削減を図り、平成 22 年度には職員数 3 万人台を実現する。

- ・ 職員数(交通局・水道局を含む) 38,985 人 (H22.10.1)
▲8,623 人 (対 H17.10.1)

4 組織機構の再編整備

- (1) 中央省庁の枠組みにとらわれずに、基礎自治体として市民の視点に立った地域における総合行政を担う観点から、現在の局組織を政策テーマに着目した組織に再編整備する。

〈平成 18 年度〉

- ・ 市政改革室の設置

〈平成 19 年度〉

- ・ 契約管財局の設置
- ・ こども青少年局の設置
- ・ 環境局の設置
- ・ 住宅局建築指導部を計画調整局へ移管
- ・ 住宅局を都市整備局へ改組
- ・ 都市環境局下水道部を建設局へ移管

〈平成 20 年度〉

- ・ 政策企画室、情報公開室の設置
- ・ 市政改革室を市長直轄の独立部局に変更

- (2) 局をまたがる組織について、市民の視点に立った施策、事業展開を図る観点から、局を越えた再編成を行う。

〈平成 19 年度〉

- ・ 博物館その他文化施設の管理運営に関する事務を教育委員会からゆとりとみどり振興局に移管。
- (3) その他、市政改革を推進するため、局・区におけるコンプライアンスをチェックし、大阪市全体の内部コンプライアンスを確保する組織の整備（平成 18 年度）を行うほか、既存組織の見直し、効果的・効率的な組織の整備を積極的に行っていく。

〈平成 18 年度〉

- ・ 法務監察室の設置

5 第三セクターの見直し

『監理団体の統廃合・再編及び委託料の見直し（平成 17 年 9 月）』を踏まえ、統廃合・再編、出資の見直し、法人形態の見直し（株式会社への転換）等を行う。

(1) 監理団体の統廃合・再編

① 監理団体の統廃合・再編

◆ 監理団体の見直し方針

平成 22 年度までの合計▲17

解散▲7

〈平成 18 年度〉

- ・ (財)大阪おとしより健康センター
- ・ (財)大阪産業廃棄物処理公社
- ・ (財)大阪都市協会
- ・ (財)大阪港開発技術協会
- ・ 大阪港スポーツアイランド(株)

〈平成 19 年度〉

- ・ (財)大阪市勤労福祉文化協会
- ・ (財) I A A F 世界陸上 2007 大阪大会組織委員会

統合・再編▲5

〈平成 18 年度〉

- ・ (財)大阪市公園協会＋(財)大阪市スポーツ振興協会＋(財)大阪市体育協会⇒(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会（3 団体⇒1 団体へ）
- ・ (財)大阪市交通事業振興公社＋交通サービス(株)＋大阪運輸振興(株)⇒交通サービス(株)＋大阪運輸振興(株)（3 団体⇒2 団体へ）

- ・ (財)大阪市水道事業サービス協会＋(財)大阪市水道技術協会⇒(財)大阪市水道事業サービス協会 (2 団体⇒1 団体へ)
- ・ (財)大阪市環境保健協会＋(財)大阪市医療事業振興協会⇒(財)大阪市環境保健協会 (2 団体⇒1 団体へ)

その他▲5

〈平成 18 年度〉

- ・ (財)大阪都市型産業振興センター(本市出捐率の低下 (14.0%) →関連団体へ)
- ・ (財)大阪市立大学後援会 (公立大学法人へ移管)
- ・ (財)大阪市立大学医学振興協会 (公立大学法人への移管手続きの中で解散)
- ・ 大阪港振興(株) (株式譲渡)

〈平成 19 年度〉

- ・ (株)大阪キャッスルホテル (裁判所において破産手続の開始決定)

◆その他早期に見直しを行うべき団体

〈平成 17 年度〉

- ・ (株)ユー・エス・ジェイ (本市出資比率の低下 (13.0%) →関連団体へ)

〈平成 18 年度〉

- ・ (財)大阪市交通局協力会 ((株)大阪メトロサービスへ事業継承後、解散)

◆「外郭団体等の改革推進について (平成 21 年 3 月)」の取組み

〈平成 22 年度〉

- ・ (財)大阪城ホール (株式会社化)
- ・ (財)大阪港埠頭公社 (株式会社化)

②監理団体の出資会社の見直し

監理団体の出資会社 (20%以上) 8 社について、その存在意義を精査しあり方を早急に見直すとともに、その決算状況などについて情報公開するよう指導する。

平成 22 年度までの合計▲7

解散▲3

〈平成 17 年度〉

- ・ 南海航空貨物ターミナル(株)

〈平成 19 年度〉

- ・ (株)エーティーシーサービス
- ・ 大阪臨海サービス (株)

その他▲4

〈平成 18 年度〉

- ・ (株)大阪ハウジングサービス (株式譲渡)

〈平成 19 年度〉

- ・ 大阪環境保全 (株) (株式の一部売却)

〈平成 21 年度〉

- ・ 大阪地下街サービス振興 (株) (大阪地下街 (株) に統合)

〈平成 22 年度〉

- ・ オーエムエム・サービス (株) ((株)大阪マーチャンダイズ・マートに統合)

(2) 経営状況の深刻な第三セクターの経営改善策について

外部の専門家を中心とする『大阪市特定団体経営監視委員会』を設置し、適切に経営状況を把握するとともに、着実な経営再建に取り組む。

特定調停の成立

- ・ クリスタ長堀 (株) 〈平成 17 年度〉

会社更生手続完了

(株)大阪シティドーム 〈平成 18 年度〉

会社更生計画が認可決定

- ・ 大阪ワールドトレードセンター (株) 〈平成 21 年度〉

(3) 地方公社の経営健全化について

監理団体改革基本方針に基づき、3 公社のこれからのあり方を含む経営改善計画を策定することを目的として、各公社について「経営改善計画策定委員会」を設置し、経営改善計画をとりまとめる。

(経営改善計画の策定)

- ・ 大阪市住宅供給公社
- ・ 大阪市土地開発公社
- ・ 大阪市道路公社

〈平成 22 年度〉

- ・ 大阪市土地開発公社の解散

6 給与制度の抜本的な見直し

〈平成 18 年度〉

- ・ 級別標準職務表の見直し

⇒「職員の給与は職務と責任に応ずるものでなければならない」とする「職務給の原則」を徹底し、職務・職責と勤務実績を十分に反映し得る給与システムを構築。

- ・ 給料表の構造の見直し

⇒年功的な要素が強い給料表の構造を見直し、職務・職責に応じた構造への転換を図る観点から、職務の級間の給料表水準の重なり縮小、枠外昇給制度の廃止などの措置を講じる。

- ・ 特殊勤務手当、給料の調整額の見直し
- ・ 早期退職による退職手当の加算率の改正
- ・ 給与の支給状況の公表

〈平成 19 年度〉

- ・ 勤務実績の給与への反映

7 経費節減等の財政効果

※（ ）内の％表記は、削減目標に対する進捗割合

	削減目標	5ヶ年実績 (18年度～22年度予算)
(1) 身の丈に合わせた 経常経費の圧縮	▲900 億円	▲927 億円 (103%)
(2) 新手法による投資 的経費の追加的圧縮	▲1,100 億円	▲1,502 億円 (137%)
(3) 一般会計からの繰 出の見直し	▲250 億円	▲290 億円 (116%)
(4) 公債発行の削減	▲714 億円	▲857 億円 (120%)

(5) 歳入確保策

〈平成 18 年度〉

- ・ 市営住宅使用料の悪質な滞納者に対し、弁護士等を活用した法的整理を実施。
- ・ 印刷物・ホームページなどへの広告掲載。

〈平成 19 年度〉

- ・ 市税事務所の開設により、効率的で強力な賦課徴収体制を整備。

- ・ 路上喫煙禁止地区内における違反者に対する過料。

〈平成 20 年度〉

- ・ 大阪市債権回収対策会議を設置。
- ・ 納税推進のため、民間オペレーターを活用。

〈平成 21 年度〉

- ・ 保育所保育料徴収体制の強化。(嘱託職員による保育所への巡回徴収の実施など)
- ・ 駅構内スーパーコラム(柱巻き)広告等による増収対策。(広告料収入)

〈平成 22 年度〉

- ・ 生活保護費返還金徴収体制の強化。(嘱託職員の活用により債権管理事務を適正化)
- ・ 地下鉄主要駅での店舗展開による増収対策。